

問題16 再調査の請求に関する次の記述のうち、行政不服審査法の規定によれば、妥当なものはどれか。

- 1 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。
- 2 審査請求と再調査の請求のいずれを行うかについて、審査請求人が選択できる場合において、審査請求人が審査請求を選択しても、一定期間内であれば、再調査の請求を選択し直すことができる。
- 3 審査請求と再調査の請求のいずれを行うかについて、審査請求人が選択できる場合において、審査請求人が再調査の請求を選択したときは、再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合でも、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。
- 4 再調査の請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して1月を経過したときは、することができない。
- 5 処分庁は、再調査の請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても当該再調査の請求が係属しているとき（再調査の請求書の不備による補正命令は出されていない。）は、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。